

第7節 商務情報政策局	290
情報政策	290
1. 主要産業・政策に関する主な動き	290
1. 1. 情報サービス・ソフトウェア産業	290
1. 2. 情報通信機器産業	290
1. 3. サイバーセキュリティ政策	290
2. 個別政策に関する主な動き	292
2. 1. 新しいビジネスの創出	292
2. 2. データ流通の環境整備	294
2. 3. 「Connected Industries」の実現に向けた取組、新しい事業領域への検討	295
2. 4. 健全なインターネット環境の整備	296
2. 5. IT人材育成	296
2. 6. おもてなし実証	297
2. 7. デジタル・ガバメントの推進	297
コンテンツ産業政策	299
1. 1. コンテンツ産業	299

第7節 商務情報政策局

情報政策

1. 主要産業・政策に関する主な動き

1. 1. 情報サービス・ソフトウェア産業

情報サービス・ソフトウェア産業は、情報システムやソフトウェアの開発、提供、運用保守、それらに附随するサービスを提供する産業であり、年間売上高約 22 兆円、従業員数約 100 万人、事業所数約 3 万 6 千の非常に大きな産業である。

特定サービス産業動態統計調査によると、2016 年における情報サービス業の売上高は、前々年比 112%とプラス成長となった。主要要因としては、金融分野の大規模システム開発、回復基調の IT 投資等が挙げられる。

1. 2. 情報通信機器産業

情報通信機器産業は、テレビ、通信端末、カメラ、プリンタ、電子部品、半導体やセンサーなど幅広い分野にわたっており、生産総額は機械工業全体のうちの 1 割強を占める我が国を代表する産業である。この産業は主に、薄型テレビ等の家電、通信端末などの製品から半導体などの部品・デバイスを幅広く生産する総合電機メーカーと、電子部品など得意分野に特化した専門メーカー等によって構成される。

近年、日本の情報通信機器産業は、リーマンショックに端を発し、東日本大震災やタイでの洪水、欧州金融危機、熊本地震等を立て続けに経験し、日系企業の事業環境を更に悪化させた。同時に、世界では、製品のデジタル化やモジュール化が進むにつれて、製品サイクルが早くなるとともに、部品・部材から製品までの工程を、各工程の得意技術を有する企業が分担する「水平分業型ビジネスモデル」が新たなビジネスモデルとして急激に台頭した。そのため、従来日系企業の競争力の源泉であった、部品・部材から製品までの工程を、企業がグループ内で連携することで競争力を強める「垂直統合型ビジネスモデル」の優位性が薄れている。こういった背景から成長市場を巡って韓国・中国・台湾企業等との競争がより一層激化しており、薄型テレビ、太陽光パネル、半導体等、コモディティ化が進む製品を中心に単価が下落し、収益性が悪化した。

こうした厳しい市況環境を踏まえ、各社は事業構造改革に着手し、組織再編や生産拠点の集約を行う等、体質強化

に向けた取り組みを推進した。結果として各社の売上は減少傾向であったが、一部の企業においては、増益となるなど、事業構造改革の成果が見られ始めていた。

これらを背景に、2017 年の日系企業の市場環境を見ると、産業機械への需要や、スマートフォンの高性能化や自動車の電装化率向上の需要を取り込むことに成功した電子部品・車載用半導体等を製造する企業は高い業績を上げている。

1. 3. サイバーセキュリティ政策

現在、我が国の社会経済活動は IT に大きく依存しており、産業競争力向上の観点からも、今後 IT の利活用が重要な役割を果たしていくものと考えられる。あらゆるものがインターネットにつながる IoT (Interne of things) の時代を迎える中、政府や企業等を狙ったサイバー攻撃は複雑・巧妙化し、我が国の安全及び経済活動が脅かされている。このような状況の中、2015 年 9 月に閣議決定されたサイバーセキュリティ戦略やサイバーセキュリティ戦略本部決定であるサイバーセキュリティ 2017 に基づき、内閣サイバーセキュリティセンター及び関係府省庁と連携しつつ、対応を行った。

また、産業全体でサイバーセキュリティの取組を加速させるために、2017 年 12 月に「産業サイバーセキュリティ研究会」(座長：村井純 慶應義塾大学教授)及び具体的アクションを議論するワーキンググループを設置した。

(1) 標的型サイバー攻撃への対策

従来のサイバー攻撃は、不特定多数のユーザにマルウェアを大量配布する方法が多かったが、近年は、特定の企業・組織等を狙ってマルウェアに感染させる標的型サイバー攻撃が増加している。そこで、標的型サイバー攻撃を受けた際、同様の攻撃による被害の拡大防止及び未然防止を図るため、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) において、2011 年から、重要インフラ等で利用される機器の製造業者を中心に標的型サイバー攻撃に関する情報共有を行う「サイバー情報共有イニシアティブ (J-C S I P=ジェイシップ)」の取組を進めている。2017 年度は、電力、ガス、石油、化学、重工、資源開発、自動車、クレジット、航空、物流、鉄道分野の 11 分野で、標的型サイバー攻撃に関する情報共有を実施した。

また、2014年7月にIPAに立ち上げた「サイバーレスキュー隊」では、大規模なサイバー攻撃を受けた民間事業者や業界団体等における早期普及・再発防止等の緊急時の初動対応を支援した。

(2) サイバーセキュリティに関する攻撃・事故等への対応

サイバーセキュリティに係る被害を未然に防止するとともに被害が発生した場合にその被害の拡大を抑制するため、IPA及び一般社団法人JPCERTコーディネーションセンターを中心に、コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性等の届出制度の運用、コンピュータウイルスに関する調査分析、不正アクセス行為等への対策、ネットワーク・トラフィック状況のリアルタイムでの観測・監視（インターネット定点観測）を引き続き実施した。

また、サイバーセキュリティ問題は国境を越えて発生するものであることから、海外の関係諸機関（米国CERT/CC等のコンピュータセキュリティインシデント対応機関）との連携強化のための取組も行った。

(3) 産業サイバーセキュリティセンター(ICSCoE)の設立

世界では、サイバー攻撃による重要インフラ事業者等の制御システムに対する被害が発生しており、我が国においても重要インフラや産業基盤のサイバーセキュリティを抜本的に強化することが急務である。そこで、社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する人材・組織・システム・技術を集結する中核拠点として、2017年4月、IPAにICSCoEを設立した。

ICSCoEには、各業界を想定した実機を使った模擬プラントを実際に攻撃して脆弱性を洗い出すなどの実践的なプログラムを提供できる施設を整備し、中核人材育成プログラム（1年コース）を開講し、電力・ベンダー・自動車等の各業界から60社以上約80名に対し、情報システムだけでなく、制御システムにも精通した講師陣によるテクノロジーの講義に加え、マネジメントやビジネス分野についても総合的に学ぶトレーニングを実施した。

欧米ネットワークの中核として、2017年9月に米国の国土安全保障省(DHS)及びICS-CERT(現NCIC ICS)から専門家を招聘、「産業分野におけるサ

イバーセキュリティの日米共同演習」を初めて実施した。さらに、11月にイスラエルから官民有識者を招聘、世界の最新動向を踏まえた特別講義を開催した。

(4) サイバーセキュリティ人材の育成・普及啓発

昨今の高度化・多様化しているサイバーセキュリティ上の脅威に対応するには、サイバーセキュリティに精通した優秀な人材がより多く輩出される必要がある。そこで、学生などの若手人材の発掘・育成の観点から、セキュリティ・キャンプを開催し、倫理面も含めた正しいサイバーセキュリティ技術と最新のノウハウを第一線の技術者から学べるようなカリキュラムを組み、若手層の育成を実施した。2012年2月からは民間企業等から構成される「セキュリティ・キャンプ実施協議会」が設立され、経済産業省としても本協議会と引き続き連携し、セキュリティ・キャンプを産学官オールジャパンによる若年層のサイバーセキュリティ人材の発掘・育成の場として推進していく。

他方、利用者におけるコンピュータウイルス、不正アクセス行為、フィッシング等の被害を防止するため、インターネット利用者に対して、サイバーセキュリティに関する正しい知識を醸成し、適切な対応を促すための普及広報活動として、インターネット安全教室を全国91か所で実施し、7,100人が参加した。

また、情報セキュリティの専門人材を確保できるよう、人材の識別を容易にするとともに、専門人材へのアクセスを確保するために施行(2016年)した国家資格「情報処理安全確保支援士」(通称:登録セキスペ)制度に基づき2017年4月より試験を開始し、2017年10月1日時点で登録者数は6,994人となった。

(5) サイバーセキュリティ経営の強化

サイバー空間と実空間の一体化が進展する中、サイバーセキュリティ対策はやむを得ない「費用」ではなく、事業継続や新たな価値創造に不可欠な「投資」と捉える経営層の意識改革が必要である。このため、サイバーセキュリティ経営の強化を推進する取組を行った。

具体的には、経営者のリーダーシップの下で企業等のセキュリティ対策が進められるよう、経済産業省とIPAにおいて、2017年11月に「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」を改訂した。

また、中小企業向けには「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」、及び中小企業自らが本ガイドラインに基づきサイバーセキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する「SECURITY ACTION」の普及・啓発を図った。

また、「産業サイバーセキュリティ研究会」の下に設置したWG1（制度・技術・標準化）にて、産業に求められるセキュリティ対策の全体像を整理した「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」の策定を進め、2018年3月に原案を取りまとめた。

（6）サイバーセキュリティ対策の基盤強化

我が国の経済社会活動・安全保障に密接に関連するサイバーセキュリティを適切に確保するためには、暗号技術を始めとした技術的な対策も不可欠である。このため、サイバーセキュリティ対策の基盤強化をとして、IPAを通じて、IT製品の安全性について国際標準（ISO/IEC15408）に従って評価するITセキュリティ評価及び認証制度を運営し、45件の製品の認証を行った。また、暗号技術検討会及びその関連委員会（CRYPTREC）においては、暗号技術の安全性及び実装に係る監視及び評価を踏まえたCRYPTREC暗号リストの改訂、暗号技術の安全な利用方法に係る調査を踏まえたSSL/TLS暗号設定ガイドラインの改訂及び新世代暗号に係る調査等を行った。

また、情報セキュリティサービスについて、一定の品質を維持・向上するために必要な技術要件・品質管理要件を定めた「情報セキュリティサービス基準」を2018年2月に策定した。

（7）独立行政法人等における対策の強化

サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人における抜本的な対策の強化を図るため、サイバーセキュリティ基本法に基づき、2017年4月から内閣官房とともに、IPAが独立行政法人及びサイバーセキュリティ戦略本部が指定する特殊法人等に対し、監視業務及び監査業務等を実施している。

さらに、重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ対策を強化する観点から、2017年にIPAにおいて、複数の重要インフラ事業者に対して、サイバーセキュリティ対

策状況の調査、サイバーセキュリティリスクの分析等を実施した。また、これを基に、IPAにおいて、制御システムのセキュリティを抜本的に向上させる上で重要な事業者自身によるセキュリティリスク分析のガイドとして、「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド」を作成・公開した。

（8）産業サイバーセキュリティ研究会の設置

サイバー攻撃の起点は急激に拡大し、攻撃の手法も高度化している中、サイバー攻撃の脅威は、あらゆる産業活動に潜むようになってきている。そのため、サプライチェーン全体、産業界全体の取組としてサイバーセキュリティ対策を強化する必要がある。また、サイバー攻撃は、国境を越えて行われるものであり、国内だけの取組だけでは十分ではなく、米欧各国等との連携を強化し、我が国の取組を積極的に国際標準に提案するなど、国際ハーモナイゼーションの確保を常に視野に入れた取組が必要である。

このようにサイバーセキュリティに関する課題が多岐に及ぶ中、経済産業省では、2017年12月に、我が国の産業界が直面するサイバーセキュリティの課題を洗い出し、関連政策を推進するために、産業界を代表する経営者、インターネット時代を切り開いてきた学識者等から構成される「産業サイバーセキュリティ研究会」を設置した。また、研究会の下にワーキンググループを設置し、制度・技術・標準化、経営・人材・国際等のテーマ毎に議論・検討を実施した。

2. 個別政策に関する主な動き

IoT（Internet of Things）の概念が我々の生活のあらゆる分野に浸透し、様々なデータが収集・蓄積されるようになった。加えて、AIやビッグデータにおける分析技術の進化により、データの高度な解析・組合せを行うことで、これまでの産業分野を超えた新たなビジネスが創出されている。

2. 1. 新しいビジネスの創出

（1）IoT推進コンソーシアム

経済産業省と総務省の協力の下、IoT、ビッグデータ、人工知能がもたらす第四次産業革命に対応し、企業・業種の枠を超えて産学官で利活用を推進する民主導の枠組み

として2015年に設置された「IoT推進コンソーシアム（会長：村井純・慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科委員長、環境情報学部 教授）」について、2017年度も引き続き、活動が進められた。2017年度においては、それまでに設置されていた4つのWG（①技術開発WG（通称・スマートIoT推進フォーラム）、②先進的モデル事業WG（通称・IoT推進ラボ）、③IoTセキュリティWG、④データ流通促進WG）に加え、10月に、⑤国際連携WGの設立がなされ、経済産業省や総務省の協力も得ながら精力的に活動が進められた。

（2）IoT推進ラボ（座長：富山和彦 株式会社経営共創基盤代表取締役CEO）

IoT推進コンソーシアムのWGの1つであるIoT推進ラボについても、引き続き、以下の活動が進められた。

- ①個別企業による短期の尖ったプロジェクトの支援を行う「IoT Lab Selection」
- ②複数企業による中長期のテーマ別プロジェクトの支援を行う「IoT Lab Demonstration」
- ③これらのプロジェクト組成のために企業連携の促進を目指す「IoT Lab Connection」
- ④更に、海外企業との連携を促進する「Global Connection」
- ⑤地域の取組を選定し支援する「地方版IoT推進ラボ」

（ア）IoT Lab Selection

個別企業による短期の尖ったプロジェクトを選定し、資金支援、メンター派遣支援、規制課題解決に向けた手続支援の3点から支援を実施する枠組み。2017年度は、「ものづくり～Connected Industries～」をテーマに、第4回先進的IoTプロジェクト選考会議（2017年10月）を実施し、株式会社O:（オー）がグランプリとして選ばれた。同社を含め最終選考に進出した5プロジェクトに対して、官民が連携して資金支援等を実施した。また、第5回先進的IoTプロジェクト選考会議（2018年3月）においては、株式会社BONXがグランプリとして選ばれた。今後、同社を含め最終選考に進出した7プロジェクトに対して、支援を行う。

（イ）IoT Lab Demonstration

中長期の社会実証を見据えた複数企業によるプロジェ

クト支援を、テストベッド実証を通じて行おうとする枠組み。2017年度は、①製造、②インフラ、③産業保安、④行政、⑤航空機、⑥スマートホーム、⑦観光、⑧モビリティの8テーマで実施した。

（ウ）IoT Lab Connection（ソリューション・マッチング）

第5回IoT Lab Connection（2017年7月）において、働き方改革・シェアリングエコノミーをテーマとして、企業連携を促進するための企業間、企業と自治体などのマッチングイベントを開催。更に、第6回IoT Lab Connection（2018年3月）においてはリスクマネジメント・エンターテインメント・AIをテーマに、2017年度は2回のマッチングイベントで計312の企業・団体が参加の下、1,107件のマッチングが成立した。

また、企業等から提供されたビッグデータを活用したデータ分析の精度を競う「第3回ビッグデータ分析コンテスト」を2017年10月2日～2017年12月21日にかけて実施。電力・気象をテーマとして、電力会社から提供された太陽光発電量のデータ、及び気象庁から提供された気象データを基にした発電量予測とアルゴリズム開発競争をオンラインで実施した。また、気象データ等を活用して、独自の仮説を立案・可視化・検証する可視化部門のコンテストを新たに実施した。3部門で優秀な成績を残したデータサイエンティスト10チームが表彰された。

（エ）Global Connection

Global Connectionでは、日本企業と海外企業の連携を促し、グローバル展開を推進している。2017年度は、インド・イスラエル・ASEAN・EUの海外企業（スタートアップ）40社を日本に招聘し、日本企業とのビジネスマッチング、ピッチイベント、ブース展示を実施した。

（オ）地方版IoT推進ラボ

地域におけるIoTプロジェクトの創出のための取組を「地方版IoT推進ラボ」として選定し、地域での取組を通じたIoTビジネス創出を支援している。2017年度には第三弾選定地域として21地域を選定し、ロゴマークの使用権付与、メルマガ等によるIoT推進ラボ会員への広報、地域のプロジェクト・企業等の実現・発展に資するメンターの派遣の他、大型イベントや担当者会議の場での

各地域における取組紹介による他地域への情報展開を実施した。

(3) IoTセキュリティWG

IoT機器を狙ったサイバー攻撃が急増する中で、IoT機器のセキュリティ確保策等を検討するために、2017年12月にIoTセキュリティWG（座長：佐々木良一 東京電機大学教授）を開催し、IoTセキュリティに係る諸外国の動向や我が国の産業界の動向を踏まえた対策の方向性について検討を行った。

(4) データ流通促進ワーキンググループ（後掲）

(5) 国際連携ワーキンググループ

我が国の優れた技術やICTインフラの海外展開について、産官学を挙げた重点的な支援を検討するため、国際連携ワーキンググループを設立した。

国際連携WGのもとには、産業の国際展開の強化を通じた競争力強化のため、政府間対話等で把握した相手国ニーズを直ちに民間企業による取組につなげるとともに、特にニーズの多い分野や我が国が優位性を持つ分野について産学官を挙げた重点的な支援を検討することを目的とし、セキュリティ・セーフティ・システムサブワーキンググループ、及び分散型エネルギー・マネジメント・システムサブワーキンググループを設置した。

これらのSWGでは、日本から能動的に国際的に売り込む技術、製品、システム等について、重点的な支援策の具体化や適切な技術的専門組織の必要性も含めて、検討を行う。

2. 2. データ流通の環境整備

(1) データ流通促進ワーキンググループ

2016年1月に、データ流通の活性化を目的としてIoT推進コンソーシアムの下に設置された「データ流通促進ワーキンググループ」では、2017年3月に公開した「新たなデータ流通取引に関する検討事例集 ver1.0」の改訂に向けて、事業者のユースケースの審議やデータ流通に関する共通課題の意見交換を行った。

(ア) データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項

2017年2月からデータ流通促進WGの傘下に設置された「データ連携サブワーキンググループ」では、データ利用者が利用したいデータを容易・効率的に見つけられるよう、データ流通プラットフォーム間の連携のために最低限共通化することが必要な事項を2017年4月に「データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項」として取りまとめた。

(イ) カメラ画像利活用ガイドブック ver. 2.0

事業者の利活用ニーズの高かったカメラ画像データについては、2016年7月から「データ流通促進WG」の傘下に「カメラ画像利活用サブワーキンググループ」を設置して検討を行っており、2017年1月には「カメラ画像利活用ガイドブック ver1.0」を公開していた。2017年度は、同SWGにおいて、特に事業者からの検討ニーズの高かった特定空間（店舗等）に設置されたカメラでのレポート分析について検討を加え、2018年1月にver 1.0の改定版として「カメラ画像利活用ガイドブック ver2.0」を公開した。

(1) データの利用権限に関する契約ガイドライン Ver1.0

事業者間でデータの利用権限が明確となっていないが故にデータ流通が進まないという課題を解決すべく、事業者間の取引に関連して創出、取得又は収集されるデータの利用権限を契約で適正かつ公平に定めるための手法や考え方を整理した「データの利用権限に関する契約ガイドライン Ver1.0」を作成し2017年5月に公表した。

その後、企業や業界団体へのガイドラインの周知・普及を図るなかで寄せられた意見も踏まえ、新たにAIの開発・利用契約に係る法的論点に関する検討も含めた改訂作業を行うこととした。具体的には、2017年12月から本年3月まで検討会及び作業部会を開催し、ユースケースをもとに新たな論点の検討を行い、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」への抜本的な改訂の準備を進めた。

(2) データ流通推進協議会

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、総務省、経済産業省におけるワーキンググループの検討を踏まえ、データ提供者が安心して、かつスムーズにデータを提供でき、

またデータ利用者が欲するデータを容易に判断して収集・活用できる技術的・制度的環境を整備すること等を目的として、2017年10月に「一般社団法人 データ流通推進協議会」を設立した。

2. 3. 「Connected Industries」の実現に向けた取組、新しい事業領域への検討

2017年3月に開催されたドイツ情報通信見本市において、安倍総理、世耕経済産業大臣他は、目指すべき産業の在り方として「Connected Industries」の概念を提唱した。

「Connected Industries」は未来投資戦略2017においても、「高い技術力や現場の知見に裏付けられた臨機応変な課題解決力といった我が国の強みを最大限いかしながら、IoT等によって様々なものをネットワーク化し、顧客や社会の課題解決に資する新たな付加価値を生み出す産業社会」として、我が国の産業が目指すべき姿と位置付けられている。

(1) 「Connected Industries」大臣懇談会

「Connected Industries」の担い手となる産業界の代表や有識者を招聘し、その実現に向けた官・民双方の取組について議論する、世耕弘成経済産業大臣との懇談会を3回実施した。

(2) 「Connected Industries」東京イニシアティブ2017

2017年10月2日に開催した「Connected Industries」カンファレンスにて、世耕経済産業大臣より、日本の産業の未来像である「Connected Industries」東京イニシアティブ2017を発表した。この中では、重点分野を定めつつ政策資源を集中投入し、横断的な政策も推進することで、リアルデータを巡るグローバルな競争の中での我が国の勝ち筋を実現していくことが掲げられた。なお、重点分野とは、「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「プラント・インフラ保安」、「バイオ・素材」、「スマートライフ」である。当該重点5分野において分科会を設置し、官民でアクションプランの検討を進めた。

(3) 平成29年度補正予算による取組

(ア) 産業データ共有促進事業

「Connected Industries」重点分野の協調領域における

複数企業者間でのデータ収集・活用（共有・共用）を促進するため、「産業データ共有促進事業」を採択した。「産業データ共有促進事業」では、民間事業者等が実施するデータ標準・互換性、API連携等の検証、またはデータ共有基盤の構築に向けた事業に係る経費の一部を補助することにより、重点分野におけるデータ連携、共有事業の創出を支援する。

(イ) AIシステム共同開発支援事業

第四次産業革命下のグローバルビジネスにおいて重要となる、先端的ソリューションを有するAIベンチャーと「Connected Industries」重点取組分野における大手・中堅企業とのデータ連携・共同事業を促進するため、「AIシステム共同開発支援事業」を採択した。「AIシステム共同開発支援事業」では、AIベンチャーの潜在力が十分に発揮できる形で、グローバル展開を見据えたデータ連携・共同事業を加速するため、コンセプト検証から本格導入までの共同事業を支援する。

(ウ) スタートアップファクトリー構築支援事業

新製品を素早く開発、市場投入してデータ収集するニーズが高まる中、スタートアップによる企画から量産までのハードウェア製造プロセス全体を、支援する者を補助するため、「スタートアップファクトリー構築支援事業」を採択した。「スタートアップファクトリー構築支援事業」では、量産化設計・試作に必要なハード面の整備（場の新設、設備導入等）およびソフト面の整備（教育・支援プログラム開発、システム開発等）を検討する事業者で、継続的な実施計画を有する者につき、イニシャルコストを対象として補助する。

(4) コネクテッド・インダストリーズ税制の創設

人口減少による人手不足等の社会課題を乗り越え、国内産業の国際競争力を強化していくためには、様々な業種、企業、人、機械等が、データを介してつながり、新たな付加価値や製品・サービスを創出することで生産性を短期間で劇的に向上させることが喫緊の課題となっている。このような背景の中、2018年度税制改正において、生産性向上特別措置法に基づく情報連携投資に対する減税措置、いわゆる「コネクテッド・インダストリーズ税制」が創設さ

れることとなった。

本税制は、一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用によって生産性を向上させる取組に関する計画を、生産性向上特別措置法に基づいて国が認定し、その認定計画上で必要となる設備投資に対して、課税の特例（特別償却 30%または税額控除 3%、賃上げに関する要件も満たす場合には税額控除 5%）を措置するものである。本税制により、諸外国に比べて遅れをとっている我が国企業のデータの利活用を促進し、企業の生産性向上を支援する。

（5）ブロックチェーン

経済産業省は、2016 年 4 月には、ブロックチェーン技術の比較分析を行い、当該技術の活用分野と社会経済に与えるインパクトを把握するための調査を公表、また、2017 年 3 月に従来システムと当該技術を活用したシステムとの比較可能性・網羅性を考慮し、評価項目間のトレードオフを整理した世界初の「ブロックチェーン技術を活用したシステムの評価軸」を策定、公表してきた。

一方、非金融領域を含む幅広い分野でのブロックチェーンを活用したシステムの社会実装を加速するため、2017 年度はブロックチェーンをはじめとする分散型システムを活用したユースケースの抽出および評価、法制度のあり方等の課題調査等を実施し、報告書を取りまとめた。

2. 4. 健全なインターネット環境の整備

（1）電子商取引及び情報財取引等に関する準則

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」は、電子商取引や情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめ、関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることにより、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、2002 年 3 月に策定されたものである。策定以降、電子商取引や情報財取引等の実務、関連する技術の動向、国内外のルール整備の状況等に応じて、随時の改訂を行ってきたところ、2017 年度にも改訂を行い、「シェアリングエコノミーと兼業・副業に関する就業規則」等の新規項目の追加等を行った。

（2）電子商取引に関する市場調査

日本の電子商取引（以下、適宜 EC と称する）を推進するための基礎的調査として、経済産業省では、EC の黎明期である平成 10 年度から市場調査を実施しており、平成 29 年度には 19 回目の実施をした。この市場調査では、過去継続的に企業間電子商取引、消費者向け電子商取引の市場規模及び電子商取引化率を推計しており、IT 利活用の進捗に関する指標として広く用いられてきた。

（3）シェアリングエコノミー

シェアリングエコノミーとは、個人等が保有する遊休資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動である。政府は、その健全な成長を後押しすべく様々な取り組みを行っている。

経済産業省としても、関係省庁と連携してシェアリングエコノミーの普及促進に向けた取り組みを実施しており、例えば、先進的プロジェクトを発掘・支援する IoT 推進ラボの枠組みを通じて、シェアリングエコノミー事業者に対し大企業や地方自治体とのマッチング等を実施した。また、グレーゾーン解消制度を活用し、シェアリングエコノミー事業者の事業に対する規制の適用の有無を明確化した。

（4）違法・有害情報対策（座間事件を受けた取組）

2017 年に発覚した座間市での連続殺人事件を受け、その再発防止策として、利用規約等（自殺の誘因情報等の書き込みの禁止・削除等）による対応の徹底等に関する事業者への要請、改正青少年インターネット環境整備法の早期施行、春のあんしんネット・新学期一斉行動の前倒し実施等を行った。

2. 5. IT 人材育成

あらゆるモノがインターネットでつながる IoT の浸透が産業構造に変革をもたらす中、IT 人材の確保は我が国産業にとって重要な課題である。

IT 人材の確保については、能力の客観的評価のための国家試験である情報処理技術者試験や、産学における IT 人材の教育・訓練に有用な「ものさし」となる IT スキル標準（ITSS）に加え、独立行政法人情報処理推進機構（I

IPA)において、IT人材が第4次産業革命に向けてスキル強化を図るための“学び直し”の指針となる“ITSS+ (プラス)を新たに策定し、2017年4月に「データサイエンス領域」「セキュリティ領域」を公表した。

また、ITに関する知識・技能を客観的に評価するための国家試験である情報処理技術者試験や2017年4月より開始された情報処理安全確保支援士試験について、IPAを通じて実施した。

なお、2017年度の情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数は、それぞれ466,905名、48,555名であり、2017年10月1日時点の情報処理安全確保支援士の登録者数は6,994名であった。

また、若年層の卓越した人材を育成するため、公募により発掘した才能ある学生などを、産業界の第一線で活躍する方の指導のもとで育成する「未踏IT人材発掘・育成事業」を、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）を通じて2000年から実施しており、これまで約1,680名の人材を発掘・育成した。また、2017年度から未踏的IT人材のアイデアを活かした起業・事業化を支援し、その実現を通じて人材の育成を行う「未踏アドバンスト」事業を開始した。

2. 6. おもてなし実証

「明日の日本を支える観光ビジョン」（2016年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）では、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とし、訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円を目標として掲げている。経済産業省では、この目標の達成に向けて、IoTを活用し、サービス事業者同士が情報を共有・活用して質の高いサービスを提供できる仕組みである「おもてなしプラットフォーム」を構築し、2020年までに社会実装することを目指している。

具体的には、訪日外国人旅行者が、買い物や飲食、宿泊、レジャー等の各種サービスを受ける際に求められる情報等について、本人の同意の下、これらの情報を「おもてなしプラットフォーム」に共有・連携することで、「おもてなしプラットフォーム」を介して、様々な事業者や地域が情報を活用した高度で先進的なサービスを提供できる仕組みを構築する。

2. 7. デジタル・ガバメントの推進

(1) 概要

電子政府の構築は、行政分野へのITの活用とこれに合わせた業務や制度の見直しにより、利用者本位の行政サービスの提供と予算効率の高い簡素な政府の実現を目標としてきた。

政府としては、これまで「新たな情報通信技術戦略(2010年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)」及び「電子行政推進に関する基本方針(2011年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)」の主旨に則り、電子行政に関するタスクフォースを中心に、我が国における電子政府の推進について議論を行ってきたところである。また、2017年5月には、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定され、政府全体でデジタル・ガバメントの実現に向けた取組を進めているところである。

経済産業省においても、デジタル化三原則（デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ）の考えの下、法人情報の利活用の推進、データ活用のための情報共有基盤の整備等、デジタル・ガバメントの実現に向けた取組を行っている。

(2) オープンガバメントの推進

日本のオープンガバメントの先駆けとして、経済産業省では、「オープンガバメントラボ」の運用等、様々なオープンガバメントの実証を行っている。近年では、社会の様々な場面でデジタル技術が活用され、あらゆる産業においてデジタル・ディスラプションと言われる破壊的イノベーションによる産業構造の変革が起き始めている。デジタル化の対応は企業にとっても不可避であるとともに、デジタル技術の活用により、ビジネスモデルの変革や社会課題の解決を実現する「デジタル・トランスフォーメーション」の可能性を持つ。このような認識の下、2017年度には、企業及び行政期間の関係者を集めた「官民デジタル改革会議」を開催し、デジタル・トランスフォーメーションの実現のために必要な組織体制、求められる人材や育成・獲得方法、リーダーシップの在り方等について議論するなど、オープンガバメントの推進を図った。

(3) 法人情報の利活用推進

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に基づき、2015年10月、すべての国内の法人に対して法人番号が付番された。法人番号は、個人番号のように利用範囲が規定されていない上、法人番号、法人名及び本社所在地の3項目が機械で判別可能な形式で提供されている。行政機関が保有する法人活動情報についても、法人番号とひも付けたオープンデータとして提供するものが増えると考えられ、ビックデータや官民連携を含め、活用範囲の飛躍的な拡大が期待されている。

このような中、経済産業省では、2016年4月、経済産業省の保有する法人関連情報を法人番号にひも付けし、利活用しやすい形で公開する「経済産業省版法人ポータル」を公開した。さらに、2017年1月には、経済産業省のみならず各省庁の保有する補助金交付情報、委託契約情報、行政処分情報、許認可・届出情報等を一括で検索・閲覧・取得できる「法人インフォメーション」の運用を開始した。本システムでは機械可読に適した形式で外部からデータを自動取得することを可能としており、取引先等の情報収集や新規取引の開拓、民間が保有するデータと組み合わせたサービス等への活用等、法人情報の利活用による民間事業者における生産性向上や新規ビジネス創出等の取組を推進している。2018年2月23日に経済産業省主催で「政府の法人情報の利活用促進と今後の展望」を題してシンポジウムを開催した。また、ワンスオンリーの実現のため法人インフォメーションに情報更新用のAPIを実装し、ベンチャー支援プラットフォームとの連携確認を行ったほか、一般利用者の拡大のためOpenAPIに準拠した情報提供APIを実装し、仕様公開を行うなど機能追加等を行った。

(4) 法人デジタルプラットフォームの構築の推進

経済産業省では、2017年度より、法人関係の行政手続のワンスオンリー化等のため、法人デジタルプラットフォーム構想に着手した。

法人番号を活用し、1つのID・パスワードで複数の行政サービスにアクセスが可能となる認証システムとして「法人共通認証基盤」を構築していく。また、法人共通認証基盤を活用した補助金申請や産業保安関係法令手続等の主要な行政手続の簡素化・デジタル化を進めるとともに、政府全体で活用できる機能やシステムについては横展開

を図っていく。さらに、法人デジタルプラットフォームにおいては、部局を超えたデータ共有を行い、経済産業省におけるデータに基づく政策立案等を進める。

2017年度には、法人共通認証基盤の構築に向け、行政機関等や民間サービスにおけるニーズ等の調査や海外事例研究等を実施するとともに、法人共通認証基盤の主要な要件定義を行うなど検討を進めた。

(5) 官民における情報の共有を促進する基盤整備

経済産業省では、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において定められている、データの組合せや横断的利用を容易とする共通語彙基盤の構築に向け、独立行政法人情報処理推進機構と協力し、取組を進めている。共通語彙基盤とは、官民にわたる多くの組織において分野を超えた情報交換を行うために、個々の単語について表記・意味・データ構造を統一し、互いに意味が通じるようにする基盤である。2017年度は、引き続き、共通語彙基盤の普及方策の検討、分野別語彙の検討等を進めた。

(6) 業務・システム最適化計画の推進

業務・システム最適化計画は、業務の制度面・運用面からの見直し、システムの共通化・一元化などを目的とした計画である。経済産業省では、旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システム、貿易管理業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システム、工業標準策定業務、経済産業省ネットワーク(共通システム)、国家試験業務、特許事務システムについて最適化計画を作成し、開発・運用等を進めている。

中でも、府省共通システムである「旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システム」については、2009年7月に最適化計画を全面改定し、設計・開発の調達手続を進めていたが、旅費業務の抜本的な見直しが行なわれることとなったことから、作業スケジュール等の見直しを行い、最適化計画が改定された(2012年1月17日CIO連絡会議決定)。改定された最適化計画のもと、旅費等内部管理業務共通システム(SEABIS)の設計・開発を行い、2014年度から本府省等における運用を開始した。2015年度には、地方支分部局も含め、全体稼働を開始した。

なお、SEABISが稼働している総務省が管理運用している政

府共通プラットフォームでは、搭載 OS サポート切れが順次生じているところ、このタイミングと合わせて、システムの刷新を行うことを予定している。2018 年には、委託調査を実施し、システム利用者等からの改修要望を集約するとともに、システム改修の方向性について検討を行った。

(7) 行政事務への人工知能の活用

IoTによるデータ量の増加とビックデータの蓄積、コンピュータ処理能力の飛躍的な向上を背景に、人工知能 (AI) 技術の急速な発展が見られ、多くの産業分野への応用が期待されている。一方で、ますます複雑化する行政課題に対応することが期待される行政機関においても、人工知能技術等を業務に取り入れていくことで、行政事務・サービスの生産性向上 (付加価値向上・効率化) を図っていくことが重要である。

このような認識の下、経済産業省では、2016年度に、行政の業務として一定の汎用性がある日本語文章の分析・作成業務に関し、実在するデータを基に人工知能の活用可能性について実証検討を行うとともに、行政組織に存在する他の業務への適用可能性や実用化に向けた課題の抽出・整理等に係る調査を行った。当該調査から導かれた課題を踏まえ、2017年度には、日本語文章の作成業務等への人工知能の利活用に向け、政策用語の機械学習の在り方や検索結果の評価に関する客観的指標作成等の課題に対し、技術的な観点からいかなるアプローチが可能か、具体的な検討を進めるための調査を実施した。

(8) 電子委任状の普及の促進

契約の申込み等や行政機関等に対する申請等の手続を電子的に行うことは、コスト削減のほか情報管理の効率化など国民の利便性向上につながる。このような電子的な手続において、法人の社員等が手続を行う権限を当該法人の代表者から委任されていることを証明し、当該社員等が手続を電子的に行うことができるようになることは、デジタルファーストの実現に資するものである。

2018 年 1 月 1 日、電子委任状取扱業務の認定制度等を規定する電子委任状の普及の促進に関する法律 (平成 30 年法律第 64 号) が施行された。

経済産業省では、総務省とともに、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針の策定など同法の施行に必

要な取組を行っている。

コンテンツ産業政策

1. 1. コンテンツ産業

(1) コンテンツ産業の現状

日本のコンテンツ産業の国内市場規模は 2017 年において約 12 兆円である。日本のコンテンツは「クールジャパン」として国内外で高く評価されているが、国内市場の成長は横ばいで推移しており、また、成長するアジア諸国等の海外からの需要を十分に取り込めていないのが現状である。

(ア) 映画産業

2017 年における我が国の映画興行収入は、2,286 億円の前年と比べて減少 (前年比 97.1%) となっているが、2011 年の落込みからの着実な回復傾向を維持し、2000 年以降第 2 位の好成績となった。

デジタル技術の普及で低コスト化が進み、2017 年に劇場公開された作品本数は、1,187 本と 5 年連続で 1,000 本以上の公開を記録するとともに、新たなシネマコンプレックスの開業による映画館のスクリーン数は、3,525 と前年と比べて 53 スクリーン増 (前年度比 101.5%) で 5 年連続の増加となった。入場者数は 1 億 7,448 万 3,000 人と興行収入と同様に 2000 年以降第 2 位という結果となった。

(図 1)

スクリーン数が増加する一方で、全映画館に占めるシネマコンプレックスの割合は年々増加している。シネマコンプレックスは邦画大手やハリウッド・メジャーの映画会社の作品を中心とする傾向があるため、インディペンデント系の映画会社は苦戦を強いられている。

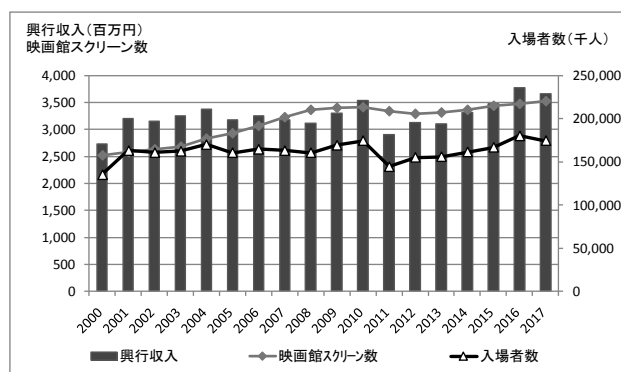


図 1 : 映画興行収入、入場者数、映画館数の推移

(出典) 日本映画製作者連盟統計

映画産業の海外展開について、日本の原作や製作された映画が海外でリメイク、または上映される場合は、権利の売切りが一般的であり、海外で成功しても、日本の原作者・製作者へのリターンは限定されているケースが多い。

日本映画の輸出額は、アニメ作品を中心に伸びており、一般社団法人日本映画製作者連盟加盟4社とそのグループ会社全体で2017年は約2億2,107万ドル(前年比136%)と2000年以降初の2億ドル台の売上を記録した。しかしながら、国内の年間興行収入と比較をするとその11%程度にとどまっており、日本映画の海外展開が進展しているとはいえない。(図2)

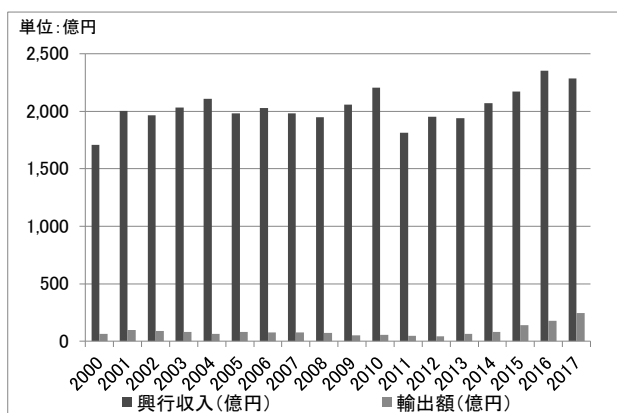


図2：日本映画輸出実績

(出典) デジタルコンテンツ白書を元に当省作成

(イ) アニメ産業

アニメ産業市場は、2016年に2兆円を突破し、4年連続で最高値を更新している。主な成長要因としては、海外販売、配信、ライブエンタテインメント、映画が挙げられる。

特に、2016年の海外売上は、前年度比131.6%の7,676億円と大幅に増加し、契約件数や対象国・圏も史上最多となった。地域別契約数では、2015年以降、アジアが4割を占めているが、これは、配信を中心とした中国の契約件数が飛躍的に増加したことによるものである。

また劇場版アニメについても、「千と千尋の神隠し」(2002年、ベルリン国際映画賞(金熊賞))、「時をかける少女」(2007年、国際アニメーション映画祭特別賞)、「つみきのいえ」(2008年、米国アカデミー賞)等が高い評価を受けている。特に2016年に公開された「君の名は。」は海外でも高い評価を受け、海外での興行収入は日本映画の

歴代1位となった。

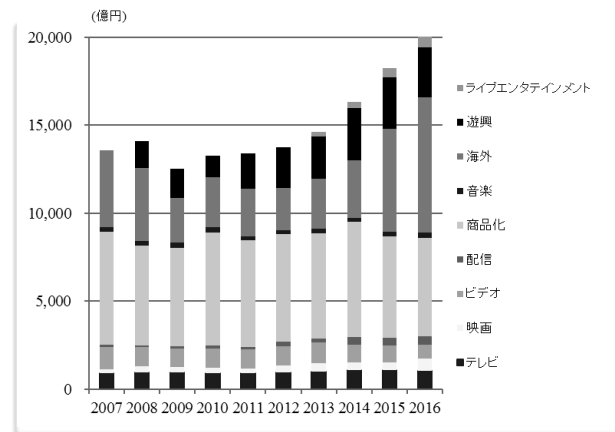


図3：アニメ産業市場の推移

(出典) アニメ産業レポート2017

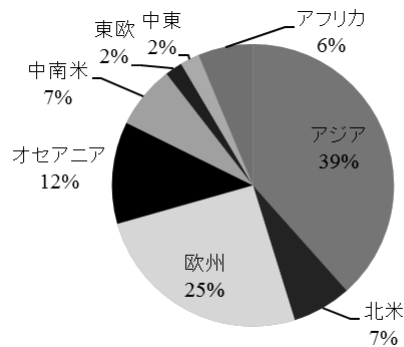


図4：地域別契約数(2016)

(出典) アニメ産業レポート2017

(ウ) 音楽産業

2017年の我が国の音楽ソフト(オーディオレコード+音楽ビデオ)の生産額及び有料音楽配信の売上額の合計は、前年比97%の2,893億円となった。その中でも、音楽ソフトの総生産額が前年比94%の2,320億円となり前年を下回る結果となった。しかしながら、アナログディスクが前年比132%の19億円と4年連続で大きく伸長していることは近年の特長と言える。また、スマートフォンへの普及が進んだことにより、有料音楽配信がユーザの身近なものとなってきている。特にサブスクリプションサービスの伸長の後押しにより、前年比108%の573億円を記録し、4年連続のプラス成長となった。音楽ソフトと有料音楽配信の金額比率は約8:2で、音楽ソフトが大きな割合を占めるものの有料音楽配信が主流となり始めている(出典:一般社団法人日本レコード協会「日本のレコード産業2018」)。

コンサート・ライブ市場は2017年の国内音楽コンサー

トの年間総売上額が3,324億円（前年比107.2%）と過去最大規模となった（出典：一般社団法人コンサートプロモーターズ協会「平成29年基礎調査報告書」）。

音楽産業の海外展開についても、多くの日本人アーティストが海外でのコンベンション・イベントへの参加やライブ開催を行っており、ワールドツアーを開催するアーティストも増えてきている。一方、日本国内に目を向けると、改修に伴い閉鎖していたホールやアリーナが再オープンしたものの、公演の本数・動員数共に大きな増加は見られず、コンサート会場の不足も課題となっている。

（エ）ゲーム産業

家庭用ゲーム出荷金額は、新型ハードウェアの発売やヒットタイトルの有無によって大きく左右される傾向にあり、2017年のソフトウェア出荷金額規模は約1兆1,192億円となっている（図5）。

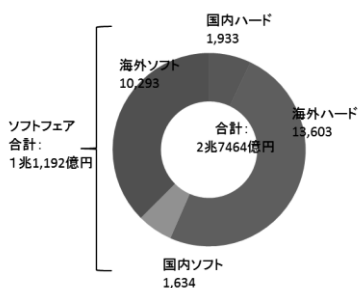


図5：ハード・ソフト別家庭用ゲーム総出荷金額規模(2017年)（単位：億円）

（出典）2018 CESAゲーム白書

また、オンラインでのゲーム配信が拡大するなか、特に、スマートフォン・タブレットのゲーム市場が拡大し、2017年の国内のオンラインゲーム市場規模のうち9割がスマートフォン・タブレットのゲーム市場となっている（図6）。

いわゆる「アイテム課金」モデルによってゲームを楽しむ利用者が多くなっている状況においては、利用者が安心して安全にゲームを楽しめるよう、ゲームに係る表示や仕組の適正化や、利用者に対する啓発、カスタマーサポートの充実等を図っていくことが重要である。業界団体によるガイドラインの策定や青少年向けの啓発活動等、業界の自主的な取組が進められている。

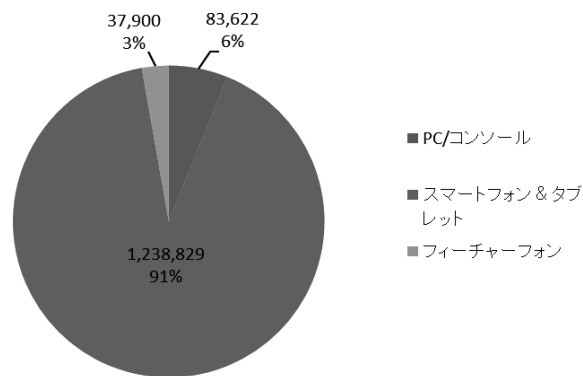


図6：国内オンラインゲーム市場規模（2017年）（単位：百万円）

（出典）日本オンラインゲーム協会オンラインゲーム市場調査レポート2018

（オ）マンガ産業

2017年の紙媒体でのマンガ産業（コミックス+コミック誌合計）推定販売金額は約2,583億円であり、前年比12.8%減となった。内訳はコミックスが前年比14.4%の1,666億円であり、コミック誌は前年比9.7%減の917億円。マンガ産業の市場規模は、右肩上がり推移していた1996年以降、20年間で最低の金額に落ち込んだ（図7）。加えて、返品率についてもコミックスは3年連続、コミック誌は7年連続で共に悪化している。

一方、電子書籍市場は、電子コミック市場が全体を牽引してきた。2017年度の電子コミック市場規模（コミックス+コミック誌合計）は1,747億円と推計され、前年度の1,491億円から17.2%増となった。スマートフォンやタブレット端末の普及とともに、急速にコンテンツ数が増加し、電子書籍市場は拡大傾向にある（図8）。

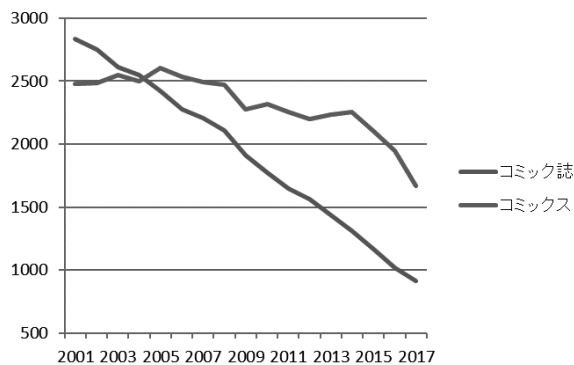


図7：コミックスとコミック誌の推定販売金額推移（出典）2018年版出版指標年報

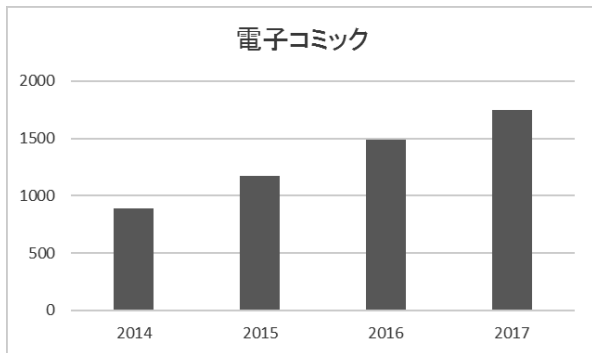


図 8：電子コミックの市場規模の推移

(出典) 2018 年版出版指標年報

(2) コンテンツ産業施策

(ア) 海外展開支援

映画、アニメ、音楽、ゲーム、マンガ等の日本コンテンツは、海外での人気が高く、海外市場開拓の余地は大きい。コンテンツ産業の収益を拡大していくために、より多くのコンテンツを海外に発信し、ビジネス展開につなげることが重要。この状況を踏まえ以下の施策を実施した。

(A) コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業

日本コンテンツの海外展開を通じた日本ブームの創出により関連産業の海外展開拡大、観光の促進等を図るため、2017 年度は、コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業（J-L O P 4 事業）を実施、2017 年末時点で 968 件の交付決定を行った。

(B) 「コ・フェスタ（JAPAN 国際コンテンツフェスティバル）」の開催

2007 年度に「コ・フェスタ（JAPAN 国際コンテンツフェスティバル）」を創設。11 回目を迎えた 2017 年度は、海外展開の足がかりの場として、42 のコ・フェスタ認定イベントを通じ、我が国コンテンツを世界へ発信した。（図 9）

2017 年度は、例年に引き続き、コ・フェスタアンバサダーの広報活動等を通じた海外発信力の強化に加え、ビジネスマッチングの効果最大化を目指した「ビジネスマッチング連携会議」を開催する等、業界の垣根を越えた包括的・横断的なビジネス展開の創出を進めたほかパートナーイベントの増加を図ることで、より効果的な海外発信を促進する等の取組を行った。

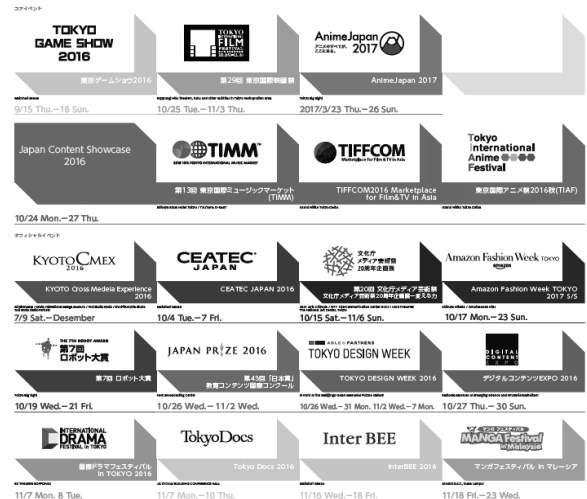


図 9：コ・フェスタのコア・オフィシャルイベント一覧

(C) 日中韓文化コンテンツ産業フォーラム

日中韓 3 国におけるコンテンツ産業政策、動向に関する継続的な情報交換及び各国産業界間のビジネスチャンス創出を目的として、2002 年より「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」が開催されている。2017 年 6 月には日本がホスト国を担い、第 10 回日中韓文化コンテンツ産業フォーラムを日本最大級のコンテンツビジネス総合展である「コンテンツ東京」と併催する形で開催した。日中韓 3 国副大臣級が出席したほか、3 国で計 42 社の企業等が参加し、ブース出展、ビジネスマッチング、オープンセミナー等を行った。

(D) 国際コンテンツビジネスにおけるプロデューサー人材の育成

我が国コンテンツの海外展開を推進するためには、バリューチェーン全体を統括できるプロデューサー人材の育成が不可欠である。2017 年には、米国トップフィルムスクール（大学院）における短期研修プログラムを 20 名の対象者に実施した。

また、海外コンテンツビジネス関連企業における実務研修支援を 2015 年より実施している。2017 年は 1 名の対象者に支援を実施した。

(E) 国際事業展開に資する資金調達手法の検討

日本のコンテンツの海外展開を推進するためには、企画開発段階から海外を見据えたコンテンツ製作を行う必要があるところ、従来の手法にこだわらない製作スキームの構築や多様な資金調達手法への取組を進めるため、2017

年に、新たな製作スキームを試みる事業者に対し、法制・会計面等の専門家による支援を行った。併せて、具体的な製作事例の検証を行い、各資金調達手法の課題や実際に資金調達を行う上での留意点を取りまとめた。

(イ) 知財制度を活用する仕組みの整備

コンテンツビジネスにおいては、ネット上のコンテンツ流通に必要な権利処理の仕組みが未整備であり、また、海賊版の横行により、クリエイター等の制作現場が正当な対価を得られていない。この状況を踏まえ、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）を通じて、海賊版対策の拡充・強化、知財保護の重要性に関する普及啓発活動、正規版の流通環境整備を継続的に実施している。

具体的には、C J マークを通じたパッケージの海賊版対策や、権利行使による海賊版商品の押収・摘発、海外のコンテンツイベントでの知的財産権保護に係る啓蒙活動の実施、加えて、オンライン上の海賊版対策として、特に被害が深刻なウェブサイトを中心に、違法にアップロードされた映像コンテンツ及び出版コンテンツに対して削除要請通知を送付した。（図 10）

モデルを、93 件の応募の中から 20 件採択し、特に優れた技術については表彰を行った。また、これらの技術については、コンテンツ技術の展示会である「デジタルコンテンツ EXPO」における技術展示を行うとともに、製品化や産業応用に向けたビジネスマッチングも実施した。

(B) 先進コンテンツ技術の促進

2017 年に、先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業として、VR（仮想現実）/AR（拡張現実）やドローン、AI 等の先進的なコンテンツ制作・表現関連技術を用いて観光・スポーツ分野等の魅力をプロモーションするコンテンツ制作を支援するとともに、先進的なコンテンツ制作・表現技術に係る最適な活用手法を取りまとめ、広く普及を行った。

【削除要請 URL 件数と削除率】 (2011 年 8 月～2018 年 3 月)		
Youku	95,783 件	99.96%
Dailymotion	89,728 件	100.00%
Tudou	78,720 件	99.97%
Pandora	55,408 件	100.00%
Youtube	47,678 件	100.00%

図 10：特に被害が深刻な動画投稿サイトにおける削除要請 URL 件数と削除率

(ウ) コンテンツ技術に関する取組

コンピュータ・グラフィックス（CG）や立体映像などのコンテンツ技術は、様々なコンテンツ創出の基盤となることから、コンテンツ技術の高度化と普及を目指し、以下の施策を実施した。

(A) Innovative Technologies

コンテンツ産業の発展に大きく貢献することが期待される技術及びコンテンツ技術を活用した優れたビジネス